

前 文

本権利章典は、保護者がいない、または虐待ないし不適切な養育等によって保護者に監護させることが適当ではないと認められ、公的責任で保護され社会的養護のもとで生活している、あるいは一時保護等を含め社会的養護を必要とする子ども・若者（以下「社会的養護の子ども・若者」という。）のための文書である。

子どもの権利が全般的に奪われるような、極めて困難な条件で生活してきた社会的養護の子ども・若者には、心身ともに安心して生活できる場所の提供とともに、それぞれが生まれ育つプロセスにおいて傷ついた心身を回復し、「自分は大切にされる」という感覚および「自分の人生は自分のものであり、変革できる」という自己有用感を再構築し、人格の完全かつ調和のとれた発達を保障するための特別の配慮や支援が不可欠である。そのために、社会的養護の子ども・若者の経験およびおかれた状況が理解され、敬意と尊重をもって、子どもの思いが丁寧に引き出され、聴かれ、受け止めてもらうことができる養育環境（以下「適切な養育環境」という。）が求められる。社会的養護の子ども若者の中には、その育ちの影響から「大切にされる」という感覚、すなわち自分がまもられている状態がどのようなものかという実感が分からないことが少なくない。また、日本における全般的な子どもの権利学習の状況を鑑みると、子どもの権利学習の機会を得ることができず、知識がもてない状況におかれている。

子どもは、その発達の過程にいる存在であるがゆえに特に権利侵害を受けやすく、子どもの利益は強調されなければ見過ごされる傾向にあると一般的に言われていることが、社会的養護の子ども・若者に特に積み重なった困難さがあらわれているということを実感に受け止めなければならない。それは、子どもの権利条約に示される一般原則でもある差別の禁止（第2条）が十分保障されていない現実を示すことに他ならない。

社会的養護の子ども・若者に必要不可欠な適切な養育環境を保障するためには、それを基礎づける権利が明示され全ての人々に意識化され共有されているとともに、具体的な場面においてどのように扱われるのが正当なのかが分かりやすく示されている必要がある。そもそも、子ども・若者は「現在」を生きる存在であり、その成長発達は世界の未来をかたちづくる。人権尊重は人類普遍の原理であり、わたしたちは、人権尊重が、世界における自由、正義及び平和の基礎を成すと確信する国際社会と協調し、次代の社会を担うすべての子ども若者が、ひとしく虐待や搾取等から免れ、良質な養育環境の中で成長発達する機会が保障される権利があり、特に社会的養護の子ども・若者には適切な養育環境が保障される権利があることを確認する。わたしたちは、かかる観点から、憲法、子どもの権利条約及び子ども基本法において示されている子どもの権利を踏まえた上で、特に社会的養護の子ども若者に焦点を当てたこの権利章典を定める。

この権利章典は、米国と日本の社会的養護の子ども・若者の交流を通じて、日本における社会的養護の当事者参画をめざすIFCA（International Foster Care Alliance）の子どもの権利プロジェクトメンバーによってつくられた。先駆けとなる米国カリフォルニア州の子ども・若者権利章典に想起された社会的養護の子ども・若者自身が声をあげ、支援者の助力を得て、自らの体験に基づき必要と感じた権利を整理したものである。細分化具体化されている領域は、特に社会的養護の子ども・若者の問題意識が集中していることを示している。この権利章典が真摯に受け止められ、社会的養護の子ども若者の一人ひとりにも人格があり人間としての固有の尊厳があるこ

と及びすべての人々と共通する平等な奪い得ない権利があることが広く共有され、もって、社会的養護の子ども・若者自身、支援を行う者及びすべての人々の道しるべとなることを願う。

第1章 総則

第1条 子どもの定義

1 本権利章典（以下、本章典）における子ども・若者とは、心身の発達の過程にある者をいう。そのうち、子どもは乳幼児から18才まで、若者とは概ね18才から概ね30才未満の者をいう。

2 本章典における社会的養護とは、子どもの養育について第一義的責任を有する保護者がいないか、もしくは、虐待ないし不適切養育によって保護者に監護させることが適当でない場合に、公的責任で社会的に保護・養育する制度であり、この章典では児童養護施設、児童心理治療施設及び里親を対象とする。なお、「養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う」ことも社会的養護であることから、児童相談所への相談経験および一時保護所の利用も含む。

3 本章典における「子ども」とは、社会的養護を必要とする子ども・若者を意味する。

第2条 権利について説明を受ける権利

社会的養護を必要とする子ども・若者には、本章典で示されている権利について、児童福祉司から、年齢的にも発達的にも適切な方法で説明を受ける権利がある。児童相談所の相談にかかわる時、措置が必要な状況が検討される時、措置が決定した時最初の措置が行われるとき、措置が変更される時、および少なくとも6ヶ月に1度、または児童福祉司との定期的な接触時に、本章典で示されている権利のコピーを手渡された上で説明を受けることができる。

第3条 ひとりの大切な人間として養育される権利

子どもは、ひとりの人間として尊重される。安全で健康的で快適な環境で、一人ひとりが有する多様な個性が尊重され、大切な人間として養育され生活することができる。異なる文化的背景がある場合には、家族、社会的、政治的な結びつきを含めて、その子どもが属するコミュニティの一般的な社会的、文化的基準を遵守した環境で生活できる。

1 健康に育つために必要なものを受け取れる権利

子どもは、適切で健康的な食事、適切な衣類、身だしなみや衛生用品、年齢に応じた小遣いなど健康に育つために必要なものを受け取れる権利がある。ここで提供される衣類、身だしなみ、衛生用品は、子ども若者の文化、民族を含めた異なる社会的背景、性自認と性表現を尊重するものでなければならない。

第4条 暴力および権利侵害を受けない権利

子どもは、虐待（身体的、性的、心理的、ネグレクト、その他の虐待）、体罰、いじめ、その他の人権侵害を受けることなく生活する権利がある。

第5条 異なる社会的背景をもつ子どもの文化等の尊重と差別の禁止

子どもに、異なる国籍、アイヌ民族等の社会的文化的背景がある場合には、これらとの結びつきが尊重され、合理的理由なくその結びつきに制限を加えることは許されず、これらを理由とした差別は禁止される。

第6条 LGBTQ・SOGI の子どもへの尊重と差別の禁止

子どもの日々のケアにあたる養育者や、ケースを担当する児童福祉司等をはじめとする専門職、社会的養護を必要とするレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの子どもたちに適切なケアを提供するための最善の方法について指導を受けることにより、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）を理解し、適切な対応をする文化的能力と配慮を持ち合わせていること。

裁判所や児童福祉機関や医療機関、または出生証明書に記載されている性別に関係なく、子どもの性自認に従って必要とする社会的養護のあり方が検討され、子どもが望む名前と性別の代名詞で呼ばれること。

また、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）に関するプライバシーを維持すること。ただし、子どもが自身についての情報開示を許可する場合、または情報開示が子どもの健康と安全を守るために不可欠な場合、開示が法律または裁判所の命令によって義務付けられている場合を除く。

第2章 4つの原則

第7条 4つの原則

子どもは、その権利保障の柱となる以下の4つの原則となる権利があり、これらの4つの原則となる権利は、他の権利保障の場面でも常にあわせ考慮しなければならない。

1 差別の禁止

子どもには、本人または保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国籍民族的社会的出身、財産、障がい、出生、社会的養護経験またはその他の地位にかかわらず、差別されず、すべての権利を平等に享受できる権利がある。

2 子どもの最善の利益

子どもは、自己に関することが決められ、行われる場合においては、それが社会的養護、裁判所、行政機関または立法機関のいずれによってなされる場合であっても、対象となる子どもの最善の利益を最も優先して考慮される権利がある。

3 生存、発達の権利

子どもには、命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受ける権利がある。

4 意見表明権

(1) 子どもには、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を述べることができ、年齢や成熟度に応じた適正な重みを持って真剣に受け止め考慮される権利がある。

(2) 子どもには、自己に影響を及ぼすあらゆる社会的養護内の事柄、司法上及び行政上の手続において、直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる権利がある。

(3) これらの権利の十分な保障のため、以下のプロセスを制度的に位置づける必要がある。

ア 事前情報

子どもには、意見表明権並びにその方法、範囲、目的および潜在的影響についての、十分な、アクセスしやすい、多様性に配慮した、かつ、年齢にふさわしい情報を提供されなければならない。

イ 聴取者の専門性と訓練による支援

聴取者には、アドボカシー等に関する専門性が必要であり、そのための訓練による支援が整えられる必要がある。

ウ リスクへの配慮

一定の状況では意見表明がリスクを伴う可能性もあることから、その場合にはリスクを最小化するための予防措置をとる必要がある。

エ 相応の考慮

表明された意見は真剣に受け止め、考慮する必要がある。

オ 説明責任

表明された意見がどのように扱われたのか、特に表明された意見に沿った結論にならなかった場合にはその理由も含めて説明する必要がある。この場合、不服申立の制度が整備され、それについても説明があることが望ましい。

第3章 行政手続及び裁判手続における権利

第8条 権利について説明を受ける権利

1 社会的養護の子ども若者は、児童福祉司から、年齢的にも発達的にも適切な方法で、権利について説明を受ける権利がある。

2 前項の説明は、最初の措置が行われる時、措置変更がある時、および少なくとも6ヶ月に1度、または児童福祉士との定期的な接触時に行い、権利を列挙したコピーを手渡すことを要す。

第9条 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利

子どもが代替養育を必要とする場合には、ユースが思う家族のような関係のある適切であり、かつその意思を受け入れる状態にある大人を養育環境として優先する。その際、子どものケアの継続性、民族および文化的背景を配慮すること。あるいは親族を、養育環境として優先すること。

第10条 裁判手続における意見聴取及び手続参加

子どもは、代理人を公費で選任することができる。代理人は、子どもの保護、安全、ウェルビーイングについて代弁することができる。子どもは、守秘義務が課せられた代理人と一対一で会話ができる。選任された代理人が「自分の最善の利益のために行動していない、または法的利益を適切に擁護していない」と子どもが感じた場合には、別の代理人を要求することができる。

なお、ここで代理人とは、子ども手続き代理人、弁護士、付添人等を指す。

第11条 措置決定および自立支援計画における参加の権利

子どもは、措置決定および措置変更や自立支援計画を含む、自分自身のケースにかかわる過程において説明を受けることができ、意見を伝えることができる。措置決定時、その後少なくとも6か月ごとに支援者会議を実施し、その際には子どもは参加することができる。

第12条 子ども家族会議を開催する権利

子どもは、子どもと保護者を含めた会議が定期的で開催され、参加することができる。

第13条 措置および自立支援計画において不服があった場合の権利

1 国および自治体は、独立し第三者性が保たれたオンブズパーソンを設置する義務がある。

2 子どもは、独立し第三者性が保たれたオンブズパーソンの連絡先を、措置決定時および変更がある際に受け取ることができる。権利侵害について要求があるときには直ちにこれらの事務所のいずれか、またはすべてに連絡し、事務所の代表者と守秘義務に則った環境で話し、苦情を申し立てることに対する脅迫や罰から解放されること。

第4章 一時保護所及び社会的養護での生活場面における権利

(a) 生活環境総則

第14条 もっとも制限の少ない環境で生活する権利

社会的養護の子ども若者には、社会的養護の目的に反しない限り、できる限り最も制限の少ない環境で生活できる権利がある。

第15条 多様な人間関係のなかで生きる権利…特に文化的背景への尊重とつながりの維持

児童福祉関係者以外（学校、企業、NPO、地域の活動等）の多様な人たちとの出会いと交流が持てること。

第16条 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利

利用可能なすべてのサービス、措置先、ケア、治療、および利益を公正かつ平等に利用し、人種、民族、祖先、国籍、肌の色、宗教、性別、SOGI（性的指向・ジェンダーアイデンティティ）と性表現（見た目や言動などで表す性）、あらゆる障害および疾病の精神有無を理由に差別やハラスメントを受けない。

第17条 罰などを理由に子どもの教育的および文化的活動が妨げられない権利

罰などを理由に、学校をはじめとする教育的活動および余暇を含むさまざまな文化的活動への参加を妨げられないようにすること。

（b）市民的権利及び自由

第18条 鍵をかけ閉じ込められない権利

社会的養護の子ども若者には、治療施設への入院以外、社会的養護の措置においていかなる場所にも鍵をかけ閉じ込められない権利がある。

第19条 思想・良心・宗教の自由についての権利

1 子どもが自ら選択した宗教的な礼拝や活動、儀式に出席できること。これには、先住民族および外国にルーツのある子どもの伝統的・民族的な行事や祭事も含まれる。

2 養育者の思想・良心・宗教を社会的養護の子ども若者に強要できない。思想・良心・宗教にまつわる活動への参加を拒否する権利がある。

第20条 さまざまな情報にアクセスできる権利

社会的養護の子ども若者は、社会的養護の子どもの進路や人生にかかわる国内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に子どもの社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができる。また、これらの利用にかかわる支援を受けることができる。国および自治体は、子どもにとってアクセスしやすい情報を整理し利用できる環境および仕組みを整える義務がある。

第21条 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利

監視・盗聴されることなく、電話やメールを送ったり、受けたりできること。裁判所の決定で禁止されていない限り、未開封の郵便物を受け取り、投函できること。

第22条 きょうだい・親族と連絡がとれる権利

裁判所の決定で制約されていない限り、子どもが希望する場合、きょうだい、親族を個人的に訪問し、連絡がとれること。また、きょうだいとの面会交流を要求できること。

第23条 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利

以下の関係者の氏名と連絡先を保持し、これらの人たちと監視・盗聴されることなく、個人的にコミュニケーションを取れること。担当児童福祉司、担当児童心理司、社会的養護専門のアドボケイト、未成年後見人、社会的養護自立支援事業実施者、弁護士、保護観察官、社会的養護の子ども若者が信頼している人。

第24条 年齢に応じた就労ができる権利

労働基準法に準拠した年齢に応じた仕事ができ、就労に向けてのスキルを蓄えることができる。

第 25 条 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利

1 子どもの年齢や発達段階に合わせて、子どもが銀行口座を保持し、個人の収入を管理・利用することができる。

2 低年齢から段階的かつ体験的に金銭管理についての教育（失敗することも含む）を受けることができる

第 26 条 私用のための収納スペースを持てる権利

私用のための収納スペースを持つことができる。そのスペースに関しては、子どもの同意なしに、見られることも、さわられることもない。

第 27 条 私物を不当に搜索されない権利

私物を本人の許可なく探されたり、さわられたりすることなく生活できる。

第 28 条 子どもの信用情報開示報告書にかかわる権利

児童福祉司は年に一度、主要な 3 つの信用情報機関のそれぞれから子どもについての信用情報開示報告書を受け取り、子どもはその説明を受けることができる。必要な場合には、子どもにとって不利益にならないような対応を講じてもらうことができる。

第 29 条 児童福祉に関するさまざまな子どもの記録に関する権利

子どもが生い立ちをふりかえるために必要な情報、治療に必要な医療に関する情報、裁判記録、その他必要な児童福祉に関する記録に、無料で、アクセスおよび閲覧・謄写（コピー）できる。児童相談所その他児童福祉に関する主管課および児童福祉施設は永年保存とすること。

（c）被害からの回復／健康・医療

第 30 条 トラウマ・インフォームド・ケアと根拠に基づいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置される権利

トラウマ・インフォームド・ケアと根拠に基づいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置されること。他の子どもや個人の生命や安全に差し迫った脅威（不利益）がある場合、またはあらゆる行動緩和や介入方法を適用した上での最終手段としてのみ、児童相談所の介入（子どもの一時保護や措置変更の検討を含む）を要請すること。また、措置にかかわる決定の際には家庭裁判所の決定を必要とすること。法執行機関の介入を要請すること。および、子どもに対する脅迫や報復として法執行機関の介入を行わないこと。

第 31 条 子どもが自身の医療にかかわる説明を受け、そのプロセスに参加できる権利

(A) 子どもが自身のニーズに見合った医療、精神衛生、薬物依存のケア（アディクション・メンタルヘルス）、および性と生殖医療の、迅速なサービスを受けられること。診断と医療サービスについて、理解しやすい方法で説明を受けること。および自身の治療とサービスに関する決定の場に参加する権利を持つこと。この権利には、性別を肯定する医療サービス（トランスジェンダーに特化した医療サービス）とメンタルヘルスのケアが含まれ、未成年者と成人の医療への同意を左右する既存の法律に従うものであり、医療サービスへの同意に関する適用法の制限、条文追加などの影響を与えるものではない。

(B) カルテに記載された自身の治療に関する同意する権利を有する範囲内で、26 歳になるまでは、無償でカルテを閲覧し、そのコピーを受け取れること。

*性・生殖医療とは：性感染症・中絶等、性転換手術等（2023 年 4 月）

第 32 条 子どもの向精神薬投与にかかわる権利

子どもの治療にかかわって向精神薬を投与される場合は、その向精神薬の効果および副作用について説明を受けることができる。緊急時を除き、医師の処方がない限り、薬や化学物質の投与を強制されることはなく、すべて

の向精神薬の投与を拒否することができる。

第 33 条 子どもの性と生殖にかかわる権利

(A) 性と生殖に関する健康、計画外の妊娠を予防すること、および性感染症の予防と治療に関する年齢に適した、医学的に正確な情報にアクセスできること。

(B) 大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、年齢にかかわらず、避妊、妊娠・中絶医療や性的暴行のための医療を含む周産期サービスを受けることに同意したり、拒否したりできること。

(C) 12 歳以上の子どもは、大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、HIV を含む性感染症の予防、検査、治療、精神衛生医療に同意したり、拒否したりできること。

第 34 条 医療機関を選ぶことができる権利（12 才以上）

12 歳以上の子どもは、国民健康保険での支払いが認可されている場合には、医療、歯科、視力、メンタルヘルス、薬物依存症、および性と生殖医療のためのサービスを、適用されるべき法律に従って、常に自分の医療提供者を選択することができる。また、治療に対する懸念や必要性についてその医療提供者とコミュニケーションを取り、また、侵襲的な医療、歯科、またはメンタルヘルスの治療を受ける必要性が生じた時は、セカンドオピニオンを要求できる。

第 35 条 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかわる権利

HIV の状況、薬物依存症の既往歴、性と生殖医療を含むあらゆる心身の健康に関する医療記録に対する守秘義務は、現行法と一致させること。

(d) 教育* 余暇文化活動

第 36 条 学校を含めた子どもの学びを継続する権利

常に学校に通えること。できる限り転校しないこと。転校しなくてはならない場合には、入学の手続きを迅速に行うこと。履修した科目の単位取得を可能にすること。社会的養護における進学および学びの継続に必要な教育支援と給付について説明をされ、受けることができる。

第 37 条 利用可能なすべての教育の選択肢にかかわる情報にアクセスできる権利

キャリアや技術、中等教育後のプログラムに必要な単位の取得、中等教育のための学資援助、国および地方自治体の高等教育機関に関する社会的養護のもとにいる／いた子どものための専門プログラムに関する情報を含む、利用可能なすべての教育の選択肢についての既存の情報にアクセスすることができる。

第 38 条 さまざまな課外活動（人種的、民族的、個人的、社会的）に参加する権利

課外活動、文化的、人種的、民族的、個人的、社会的な活動に参加すること。具体的には、子どもの年齢と成熟・発達のレベル、性的指向 (SO)、ジェンダーアイデンティティ (GI) と性表現（見た目や言動などで表す性）に合わせたコンピューターやインターネットにアクセスがあることだが、それだけに限定されない。

IFCA 子どもの権利プロジェクトのあゆみ

【2020 年度】カリフォルニア州子ども・若者の権利章典に出会う

- 2020 年 6 月 IFCA 子どもの権利プロジェクトスタート
- 2020 年 7 月 子どもの権利ノートの取り組みについて学習（講師：長瀬）
- 2020 年 8 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典の翻訳を開始
- 2020 年 9 月 児童記録の開示について学習（講師：西村）
- 2020 年 10 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典下訳へのコメント
- 2020 年 12 月 国連子どもの権利委員会・代替養育のガイドラインについて学習（講師：長瀬）
- 2021 年 3 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典 ディスカッション スタート

【2021 年度】カリフォルニア州子ども・若者の権利章典翻訳スタート

- 2021 年 4 月・5 月 ディスカッション継続
- 2021 年 6 月 第 2 回リーダーシップシンポジウム「当事者参画をカタチにする～ユースプロジェクトをとおして」でユース 5 名、サポーターティブアダルト 1 名で発表
- 2021 年 7 月～12 月 ディスカッション継続
- 2022 年 2 月 第 3 回リーダーシップシンポジウム「当事者参画をカタチにする～社会的養護が必要な子ども・若者の権利を考える」でユースにとって重要な条文を発表（ユース 6 名、サポーターティブアダルト 2 名）その内容を報告書に盛り込む
- 2022 年 3 月 『IFCA 子どもの権利プロジェクト報告書 アメリカ・カリフォルニア州における社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典』発刊

【2022 年度】ユースの声を聴き、日本版への足掛かりとする

- 2022 年 8 月 夏合宿でヒアリング ユース 8 名（実地参加）2 名（オンライン）、サポーターティブアダルト 3 名
- 2022 年 11 月 ユース 1 名 ヒアリング
- 2023 年 2 月 福岡で IFCA ユースサミット開催 アメリカでネバタ州の社会的養護の子ども・若者の権利章典を策定したマディソンよりネバダ州での経験を聴く

【2023 年度】日本版の社会的養護の子ども・若者の権利章典をつくる

- 2023 年 4 月 ユースヒアリング
- 2023 年 8 月 弁護士のサポーターティブアダルトが案を提案
- 2023 年 9 月～12 月 案をもとに日本に即した条文へと検討
- 2024 年 2 月 日本版子どもの権利章典第 1 報リリース